26 日獣発第 132 号 平成 26 年 8 月 5 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会会 長 蔵 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

ブランタ・カナデンスィス (カナダガン) を特定外来生物に 指定したことに伴う政令等の改正について

このことについて、平成 26 年 8 月 1 日付け環自野発第 1408011 号をもって、環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に基づき、ブランタ・カナデンスィス(カナダガン。以下「カナダガン」という。)を特定外来生物に指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成26年5月30日に公布され、カナダガンに係る規制について8月1日から施行されたこと、②これに伴い、カナダガンに係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の一部を改正する件」が平成26年8月1日に公布され、同日から施行されたこと、③改正の概要は別添のとおりであること、の3点について、関係機関の周知等、本会会員に協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会:事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



環自野発第1408011号 平成 26 年 8 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会 殿

環境省自然環境局長台別打器は高い地域に対象を表現している。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等 の一部改正等について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 2条第1項に基づき、ブランタ・カナデンスィス(カナダガン。以下「カナダガン」という。)を特定外来生物に指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 201 号)」が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、カナダガンに係る規制について 8 月 1 日から施行されます。

これに伴い、カナダガンに係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の一部を改正する件(平成 26 年環境省告示第 88 号」が平成 26 年 8 月 1 日公布され、同日から施行されます。

改正の概要は別添のとおりですので、関係機関への周知等ご協力いただきますようお願い 申し上げます。



特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件について

1. 背景

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。)は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として政令で指定し、その飼養等を原則として禁止している(法第 4 条)。

ただし、例外として、法第5条第1項の主務大臣の許可を受けた場合には、特定外来生物の飼養等をすることができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有すること等の基準が設けられている(法第5条第3項から第5項まで)。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境省令第2号)に定めるほか、同規則第5条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目を定めている。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。)環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。)

今般、ブランタ・カナデンスィス(カナダガン)が特定外来生物に指定されることに伴い、環境省告示について、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるための改正を行う。

2. 改正の内容

ブランタ・カナデンスィス(カナダガン)に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のガビチョウ等と同等のものとする。

ただし、特定飼養等施設については、おり型施設等又は移動用施設とするが、 指定時において現にブランタ・カナデンスィス(カナダガン)を展示目的で飼 養等している施設(動物園など)であって、以下の要件を満たす場合にあっては、指定から5年間に限り、擁壁式施設等を認めることとし、附則に規定する。

- ・飼養等を開始する際には、飛行を確実に不能とする骨からの断翼による逸 出防止措置を講じていることを証する獣医師が発行した証明書を添付し、 個体の識別措置にかかる情報とあわせて環境大臣に届け出ること
- ・許可に係る特定外来生物の繁殖等の状況を確認するため、巡視等の監視体制を整備し、当該特定外来生物が産卵している場合には卵の排除等の繁殖 防止措置をとること。

なお、繁殖防止措置について徹底させるため、飼養等の許可をする際には、 繁殖により個体数が増加しないための措置を講ずることを条件として付すこ とを想定している。

また、識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法については、個体へのマイクロチップの埋込み又は個体の脚部への鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号)様式第 5 の 2 に規定する規格に準じる脚環の装着を行い、その旨を証する書類等を届出書に添付し、飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出することとする。ただし、幼齢な個体等の場合についてはその他の識別措置を求めることとする。

の細目等を定める件環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準

(平成十七年環境省告示第四十二号)

注 平成二十六年八月一日 環境省告示第八十八号改正現在

(用語の定義)

- 定めるところによる。

 定めるところによる。

 定めるところによる。

 定めるところによる。

 定めるところによる。

 定めるところによる。

 に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」とに係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」とに係る被害の防止に関する法律施行令、不成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、
- に掲げる要件を満たすものをいう。 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次
- はない。することができる室内に常置する場合にあっては、この限りですることができる室内に常置する場合にあっては、この限りでをすることができないものであること。ただし、屋外から隔離イ「土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬
- のできないものであること。(にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることハ(おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設
- にあっては、この限りでない。 当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合二 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、
- が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ホーニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体

- 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であっト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- て、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- 壊しないものであること。 で、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、か
- すること。
 が止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有い、確壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を
- と。 の返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有するこハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため
- 発電機その他の設備が設けられていること。 ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる
- 逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。への「擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の
- にあっては、この限りでない。 当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、
- が触れない場所に施錠設備が設けられていること。チートの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体
- 該設備に逸出防止措置が講じられていること。リー給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当
- 三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することがヌ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

- できる施設 であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- 壊しないものであること。 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、か 転倒、 落下等による外部からの衝撃により容易に損
- П 時閉じることができるものであること。 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、 ふた、 戸等で常
- 八 施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部をの体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、 封印できる場合は、この限りでない。 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物
- が逸出できない大きさ及び構造であること。 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物
- 朩 であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能 この限りでない。
- 四 次に掲げる要件を満たすものをいう。 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、
- 1 ない。 することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでをすることができないものであること。ただし、野外から隔離土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬
- 壊しないものであること。 2、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、か
- 八 する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属 から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。 さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、カ戸等で常
- 戸等については、 飼養等をする特定外来生物

- 当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合 う開口部を封印できる場合は、この限りでない であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できない 触れない部分に施錠設備が設けられていること。
- が逸出できない大きさ又は構造であること。 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物
- 五 の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- イ が講じられていること。 該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当
- の水系に流出するおそれのないこと。 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部れている場合は、この限りでない。 外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じら外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、
- 八
- 朩 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- て、次に掲げる要件を満たすものをいう。 バ 網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であっ
- とが不可能な大きさとすること。 いけすの網の目は、飼養等をする特定外来生物が逸出するこ特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- が存在しない場合は、この限りでない。 ことのできない柵、 いけすの周囲に逸出防止のため、特定外来生物が通り抜ける いけすの全面の網が厳重に固定され逸出可能な開口部 網等による二重囲いが設けられていること。
- 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部 水系に流出するおそれのないこと。

- 設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- 該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立 入防止の措置が講じられていること。 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由 に当
- しないものであること。 転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損
- 八 当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物 が
- 「 ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設二 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。 であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- 、 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。[飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物ご が
- 特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)
- それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置 (以下 則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、 該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来 の事由及び当該届出を行わなければならない期間、 づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更 |物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、 規則第八条第二 同条第二号に基
- トリコスルス・ヴルペクラ (フクロギツネ) 、エリナケウス属

- ラ・ズィベティクス (マスクラット) いかのもの及びオンダトルガリス・オリエンティス (エゾリス) のうちスキウルス・ヴルガリス (キタリス) のうちスキウルス・ヴ外のもの、スキウルス・カロリネンスィス (トウブハイイロリス) のうちプテロミュス・ヴォランス・オリイ (エゾモモンガ) 以レイソンリス)、プテロミュス・ヴォランス(タイリクモモンガクリハラリス)、カルロスキウルス・フィンライソニイ (フィンクリハラリス) カルロスキウルス・エリュトラエウス
- 特定飼養等施設の基準の細目おり型施設等、擁壁式施設等
- にはいいでは、 にはいが必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ にときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある ための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過し にあの許可の有効期間(その期間が終了するまでに更新の を含む。)のいずれかであること。
- (1) 飼養等に係る特定外合は、この限りでない。 員の求めがあったときはこれを閲覧させること。した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載 環境省職
- 終了年月日及び終了の事由 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに
- 養等をした個体の識別措置の内容 現に実施してい

等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号(個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識

(2)

-)(特定外来生物の種類境大臣に提出すること。
- び現存量の現存量をした個体の総数量、増減した数量及り、一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及
- (までに掲げる事項()数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から)

間内に限る。)。 間内に限るの内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下 置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下 置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下 に27では、当該個体の飼養等を開始したときから三十日 にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込 でマイクロチップの埋込みを行い、当該でイクロチップの埋込 置内に限るの内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下 置内に限る。)。

又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師下この(1)及び(3)において同じ。) が埋め込まれている場合一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以て、既にマイクロチップ (国際標準化機構が定めた規格一1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体につい間内に限る。)。

は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。) ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 (愛がん又た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行しクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクリのは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイの、輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若

規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に()学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第

開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みをの研究の用に供するために飼養等をする個体について、個

出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十倍的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、フはじ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への収容のため、フはないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同本 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし

を含む。)のいずれかであること。

Vは移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等
タ(アカゲザル)がマカカ・フスカタ(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)にマカカ・キュクロピス(タイワンザル)がマカカ・フスカタ(にマカカ・キュクロピス(タイワンザル)がマカカ・フスカタ(フリス(カニクイザル)及びマカカ・ムラタ(アカゲザル)並び

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ口 飼養等の許可の有効期間 五年間

- 員の求めがあったときはこれを閲覧させること。- した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載この限りでない。

)終了年月日及び終了の事由()個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに)の求めがあったときはこれを閲覧させること。

)後の内容の対照関係について明らかであること。)別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識()飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してい

特定外来生物の種類

| が見字體|| | 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及|

()までに掲げる事項()数量の増減に係る個体についての条件である()()から

- 個体の左右の肩甲骨の間の ならない

- 事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、の埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップ受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状 当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大 みに耐えられる体力を有しない老齢、 当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を 疾病等の個体であっ

- (4)ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始した クロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイク しくは引受け又は捕獲の際、 ロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行し 許可を受け 者からの譲受け 既にマイ
- (6) 三十日以内に環境大臣に提出する場合
- 個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等消掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施ないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし
- Ξ ムステラ・ヴィソン (アメリカミンク)

- イ を含む。)のいずれかであること。 特定飼 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない設の基準の細目)おり型施設等、擁壁式施2 擁壁式施設等
- ハ ロ 飼養等の許可の有効期間

せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併する特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由によりに対しては、 目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件

- 別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始() 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施していい。終了年月日及び終了の事由() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに別があったときはこれを閲覧させること。した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職の養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載として付する場合は、この限りでない。 の内容の対照関係について明らかであること。)
- (2) () 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及() 特定外来生物の種類境大臣に提出すること。 等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環 を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載し た

- 数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から
- で、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格ーに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、にマイクロチップの埋込みを行い、当該でイクロチップの埋込の事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書をで、既にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込を記する獣医師の発行した証明書を置の内容及び当該届出の方法(個体の左右の肩甲骨の間の皮下 識別措置の内容を届け出なければ ならない期
- (2) 可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師下この(1及び(3において同じ。) が埋め込まれている場合ー七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以 の埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップ受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状 当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、 みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であっ生後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込 当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を1耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であっ
- (3):養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若

ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行し チップが埋め込まれている場合であって、当該マイク 体について、 既にマイ

- し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付イクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマ 認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、忠は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。) 当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に
- 三十日以内に環境大臣に提出する場合三十日以内に環境大臣に提出する場合を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す。さない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該ちない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該境大臣に提出する場合 (5)

朩 することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会め、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外で又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のた同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、 の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでなの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留 特定外来生物の取扱方法 ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、 切な逸出防止措置を講じている場合は、 特定飼養等施設の外で飼養等を 修繕等のため、

アクスィス属 (アキシスジカ属) 全種、 ケルヴス属 (シカ属)

> 属(ダマシカ属)全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス(シヴス・ニポン・イェソエンスィス(エゾシカ)以外のもの、ダママジカ)、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ(ヤクシカ)及びケル(キュウシュウジカ)、ケルヴス・ニポン・コポン・コポン・マゲシマエ(マゲシカ)、ケルヴス・ニポン・ニポンジカ)、ケルヴス・ニポン・ケラマエ(ケラマジカ)、ケルヴス フゾウ) に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス (ホンシュウ

届出が必要によっ!前の有効期間(五年間)の前での有効期間(五年間)のいずれかであること。を含む。)のいずれかであること。を含む。)のいずれかであること。又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設をは、

目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定の表生物の個体の数量が増加し、又由によりに対しては、 ハロ ⑴ 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記として付する場合は、この限りでない。

- の求めがあったときはこれを閲覧させること。 た台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 環境省職
- 終了年月日及び終了の事由 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事 由並び
- 別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してい 対照関係について明らかであること。

- (2)等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可 大臣に提出すること。 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 体の譲渡し等を行った場合は、 個体ごとに記載し
-)()境 特定外来生物の種類
- び現存量 一年間に飼養等をした個体の総数量、 増減した数量及
- |数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から までに掲げる事項
- (1) 耳標等による識別措置を講じている場合であって、当該耳以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該 識別
- 記載している場合(特定外来生物を生業の維持の用に供す許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ⑴の台帳に標の識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の る場合に限る)。
- (2) 可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師下この(2及び(4において同じ。) が埋め込まれている場合ー七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個 既にマイクロチップ (国際標準化機構が定めた規格) 体につい

- (3)届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書をりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によ 設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養 チップの埋込みに耐えられる体力を有し 当該個体を収容する特定飼養等施 ない かつ、
- をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマ(5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する講師又はこれらと同等とときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又に証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したのロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行しクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイククロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイク (4)しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイ輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5)境大臣に提出する場合 し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付 イクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込
- (6)標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示すきない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることがで 三十日以内に環境大臣に提出する場合 を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから

朩 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし

ブランタ・カナデンスィス(カナダガン)出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 となる場合であって、その間、 分な強度を有する首輪、 の場所への移動に用き敷地内に位置する他 強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸る場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること 飼養等施 | 繕等の た め、 又は

五

ずれかであること。 「いでうら……。 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のい 、特定館養等施設の基準の細目(おり型施設等又は移動用施設) 特定飼養等施設の基準の細目

(1) 飼養等に係る特定処合は、この限りでない。

- の求めがあったときはこれを閲覧させること。 た台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記 環境省職
- 了年月日及び終了の事由 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事 山並 びに 終
- 措置と異なる内容である場合は、 措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別 飼養等をした個体の識別措置の内容 (現に実施 対照関係について明らかであること。 U ている

- 渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 体の 譲渡し等を行った場合は、 個体ごとに記載 L た譲
- (2))境大臣に提出すること。 等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環 を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可
- 特定外来生物の種類
- び現存量 一年間に飼養等をした個体の総数量、 増減した数量 万

|数量の増減に係る個体についての条件である(1) までに掲げる事 頂

から

(1) 個体の脚部に、鳥獣当する場合にあっては、

- に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)様式第五の二 環境大臣に提出する場合 付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添 個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 当該脚環の識別番
- (2)七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体につい 既にマイクロチップ (国際標準化 おいて同じ。 が埋め込まれている場合 機構が定めた規格一

可 孵化後二月に満たなハカ冷よ引をパけ、分割とのでで受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合で受けたときから三十日以内に環境大臣に弱行し、当該許 別番号を証 する獣

- (3)、 『豪等の許可を、 環境大臣に提出する場合付し、当該個付ℓの 付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に付し、当該個体の飼養等を開始した証明書を届出書に添る体力を有さず、かつ、脚環の装着が困難な個体にあってび老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられ識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標 かみっ、に つ、脚環の装着が困難な個体であって、当該個体を収容みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等であって、 |化後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋
- (4) た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行しクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクしくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイ輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若 ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5)認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等 教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と をする個体について、 イクロチップの埋込みを行い、 大臣に提出する場合 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、 、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環の事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付・クロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込 個体の頚の付け根又は左胸筋内にマ 准教

朩 じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同特定外来生物の取扱方法(特定飼養等施設の外で飼養等をし

> 逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切なとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること 用いる特定飼 への収容のため、

シチョウ) ニオ(カオジロガビチョウ)及びレイオトリクス・ルテア(ソウ スピキルラトゥス (カオグロガビチョウ)、ガルルラクス・サンガルルラクス・カノルス (ガビチョウ)、ガルルラクス・ペル

六

ずれかであること。 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。 特定飼養等施設の基準の細目 『たさない施設を含む。) のいおり型施設等又は移動用施設

ハロ (1) 飼養等に係る特定外合は、この限りでない。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなける飼養等の許可の有効期間(五年間)

の求めがあったときはこれを閲覧させること。 た台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記 環境省職

終了年月日及び終了の事由 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事 由

並び

別措置と異なる内容である場合は、 る識別措置の内容が、)識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識飼養等をした個体の識別措置の内容 (現に実施してい 開始前の内容と開始

- 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 の 体の譲渡し等を行った場合は、 対照関係について明らかであること。 個体ごとに記載し
- (2) 等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養)、景で、そこの)を境大臣に提出すること。 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可
- 特定外来生物の種類
- び現存量 一年間に飼養等をした個体の総数量、 増減した数量及
- 数量の増減に係る個体についての条件である⑴(から までに掲げる事項
- と。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りで飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の 置の内容及び当該届出の方法 に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該 |の内容及び当該届出の方法||個体を収容する特定飼養等施設識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措
- (1)な い。 クロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行いて同じ。) が埋め込まれている場合であって、当該マイは――七八五号に適合しないものに限る。以下この⑴におクロチップ (国際標準化機構が定めた規格――七八四号又 たときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 しくは引受け又は捕獲の際、 た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始し 飼養等の許可を受け た者その他の者からの譲受け若 当該個体について、既にマイ
- (2) に規定する規格に準じる脚環を装着し、 |行規則(平成十四年環境省令第二十八号)様式第五の二個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 当該脚環の識別番

- 環境大臣に提出する場合 当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に する書類及び装着状況を撮影した写真を届 出書に添
- ホ となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な 逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 特定外来生物の取扱方法 特定飼 養等施設の外で飼養等を
- 七 ケリュドラ・セルペンティナ (カミツキガメ)
- 飼養等の許可の有効期間(五年間移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目(おり型施設等、擁壁 おり型施設等、擁壁式施設等、
- ハロ
- 等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場でで、次に掲げることを条件として付する場でで、でででは、当ま事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由にが必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ
- (1) 飼養等に係る特定外合は、この限りでない。 員の求めがあったときはこれを閲覧させること。 た台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記 環境省職
- 終了年月日及び終了の事由 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事 由並び ات
- 養等をした個体の識別措置の内容 現に実施してい

(後の内容の対照関係について明らかであること。) 別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識

等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環2 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した

(特定外来生物の種類境大臣に提出すること。

び現存量(「一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及(

(までに掲げる事項()数量の増減に係る個体についての条件である(1)(から))

は、この限りでない。 臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合 し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大 その識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付 ップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及び 置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

ップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の2 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチであって、当該マイクロチにより、当該マイクロチップの戦別の発行した証明書を届出書に添付し、当該許下この(1及び3)において同じ。)が埋め込まれている場合下この(1及び3)において同じ。)が埋め込まれている場合て、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一て、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一)

内に環境大臣に提出する場合に環境大臣に提出する場合に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以っては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書クロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあ識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイ等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養

) は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。) ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 (愛がん又た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行しクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクしくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイ3 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若

境大臣に提出する場合

は、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付イクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマをする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマをする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマをする側体に同条第二項に規定する裁授、准教授、助りが対象を

三十日以内に環境大臣に提出する場合 ミ十日以内に環境大臣に提出する場合を開始したときから 標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す きない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該 マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることがで

特定外来生物の取扱方法

ホ

` 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定

な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる 講じている場合は、この限りでない。 に用いる特定飼養等施設への収容のため、 施設への移動 のため、 「じ敷 ため、一時的に特定又は他の場所への移 位 する

(2) り実施すること。 特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することによ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知

びアノリス・サグレイ(ブラウンアノール)リス・ガルマニ(ガーマンアノール)、アノリス・ホモレキス及 ノール)、アノリス・エクエストリス (ナイトアノール) 、アノ アングスティケプス、アノリス・カロリネンスィス (グリーンア ノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・

移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁辟 おり型施設等、擁壁式施設等、

ハロ

飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報がることを条件として付する場合は、この限りでない。 する特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等を 由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、ならない期間(輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の 該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ、飼養等の許可の有効期間(五年間) 展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲 | 対量が増加し、又 捕獲その他の事

)た台帳を備え付け、五年間保管するとともに、 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載 の求めがあったときはこれを閲覧させること。 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに 環境省職

(2)等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環 を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、 別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 後の内容の対照関係について明らかであること。) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した 養等をした個体の識別 措置の内容 (現に実施し 毎年、その許可 7

) 景で、ままりのでは境大臣に提出すること。 特定外来生物の種類

び現存量 数量の増減に係る個体についての条件である⑴() 一年間に飼養等をした個体の総数量、 増減した数量及 から

「Wind 12 書こ添付し、当該個体の置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該諳別打しまでに掲げる事項 (| 要win () +) 飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ

::、,鳴いでです。:、 ::) 引、 web)又及新りてなりりに、 片時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、 一じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 となる場合であって、 分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の な逸出防止措置を講じている場合は、 特定外来生物の取扱方法 その間、 特定飼養等施設の外で飼養等をし 複数の取扱者の立会いの下、 適

・フリエスィ(タイワンスジオ)及びプロトボトロプス・ムクロガ・ニグリケプス(ボウシオオガシラ)、エラフェ・タエニウラブヘビ)、ボイガ・イルレグラリス(ミナミオオガシラ)、ボイ ン (イヌバオオガシラ)、ボイガ・デンドロフィラ (マングロー スカマトゥス (タイワンハブ) ボイガ・ ネア (ミドリオオガシラ)、ボイガ・キュノド

移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設

- ハロ 飼養等の許可の有効期間 五年間
- 等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又由により飼養等をする数量の変更の事由及び届出を行わなければ
- した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載合は、この限りでない。)員 の求めがあったときはこれを閲覧させること。
- 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してい終了年月日及び終了の事由 別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた。 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事 の内容の対照関係について明らかであること。) 容と開始れていた識 由並 びに
- (2) 養等の許可を受けた日から一年ごとに、 個体の譲渡し等を行った場合は、 渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 個体ごとに記載し その許可

) 境大臣に提出すること。 等をした個体に係る次に掲げる事項を記載し 属する月の翌月末までに、 当該一年間 た報告書を環 に 餇

- 特定外来生物の種類
- 一年間に ・飼養等をした個体の総数量、 増減し た数 及
- 数量の増減に係る個 までに掲げる事項 体についての条件である⑴ か
- 書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三 埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの 置の内容及び当該届出の方法 |の内容及び当該届出の方法||個体の総排泄孔より前の左体側||識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措
- であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師下この(1)及び(3)において同じ。) が埋め込まれている場合ー七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以て、既にマイクロチップ (国際標準化機構が定めた規格一て) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体につい該当している場合は、この限りでない。 ップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の 可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許 クロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあ識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイ 識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイ等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標 っては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書 個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養 体長が五十センチメー トルに満たない個体又はマイクロチ 体の飼 たときから三十

- ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 クロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイク しくは引受け又は捕獲の際、 た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始した ロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行し 飼養等の許可を受けた者その他 当該個体について、 の者からの譲受け若 既にマイ

+

- 届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三チップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロをする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左 教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助 認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等 十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5)標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示すきない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該 三十日以内に環境大臣に提出する場合 を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることがで

朩 特定外来生物の取扱方法

場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する 強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、 な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでな

- (2) の周辺に標識等を掲出することにより実施すること。 者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はそ プロトボトロプス・ムクロスカマトゥス (タイワンハブ) 養等をする場合にあっては、危険な生物であり、第三
- ガエル) ズツキガエル)、エレウテロダクテュルス・コクイ (コキーコヤキガエル) 、オステオピルス・セプテントリオナリス (キューバ ス(テキサスヒキガエル)、ブフォ・テュフォニウス(コノハヒフォ・クエルキクス(オークヒキガエル)、ブフォ・スペキオス スガエル)及びポリュペダテス・レウコミュスタクス (シロアゴ ガエル)、ブフォ・プンクタトゥス (アカボシヒキガエル) 、ブ タトゥス (キンイロヒキガエル) 、 ブフォ・マリヌス (オオヒキ ブフォ・コグナトゥス (プレーンズヒキガエル)、ブフォ・グ
- 移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目(おり型施設等、擁壁 おり型施設等、擁壁式施設等
- 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハロ 体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ ら三十日以内に環境大臣に届け出ること。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ
- 飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の 置の内容及び当該届出の方法 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措 .飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該一の内容及び当該届出の方法(個体を収容する特定飼養等施設
- 朩 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の清掃、 特定飼養等施設の外で飼養等をし 修繕等のため、 同

分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一 じている場合は、この限りでない。 のた

移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目(おり型施設等、擁壁式施設等、ラナ・カテスベイアナ(ウシガエル)

- ハロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量(1) 特定外来生物の種類することを条件として付する場合は、この限りでない。 けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受 個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出
- た数量及び現
- 標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体のに飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措 名又は名称並びに許可番号 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、 相手方の

- 飼養等を開 始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ
- 取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等流清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施ないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の ないこと。 適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 特定外来生物の取扱方法 特定飼 養等施設の外で飼養等を
- イクタルルス・プンクタトゥス (チャネルキャットフィッシ
- 飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目(移動用施設、水槽型施設等、
- 飼養等の許可の有効期間 三年間
- 計可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養 あって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その ら三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出 ら三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出 体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日か がらない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡 のののでは、当該事由が発生した日か のののでは、当該事由が発生した日か ののの事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡 のののでは、引渡されば、日出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減しも(1) 特定外来生物の種類 臣に提出することを条件として付する場合は、この 等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大 の限りで
- た数量及び

- 増減の事実が生じた日付及びその数量 相手方 の
- 識別措置の内容を届け出なければならない期 別
- 朩 な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一心敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 ている場合は、この限りでない。 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等を
- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施设等スケルゼリ(コウライケツギョ)、スィニペルカ・クアトスィ(ケツギョ)及びスィニペルカ・ヨーロピアンパーチ)、サンデル・ルキオペルカ(パイクパーチイノンギュ(マスキーパイク)、ペルカ・フルヴィアティリス(-三 エソクス・ルキウス(ノーザンパイク)、エソクス・マスク-三 エソクス・ルキウス(ノーザンパイク)、エソクス・マスク
- のいずれかであること。
- 飼養等の許可の有効期間
- 体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によー国出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

- ら三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届 け
- し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼 臣に提出すること。 内容を届け出なければならない期 識別
- じている場合は、この限りでない。 がな強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講 分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講 となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十 時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一 他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、又は じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 特定外来生物の取扱方法 特定飼 養等施設の外で飼養等を
- じた生物(その生物の子孫を含む。)・サクサティリス(ストライプトバス)と交雑することにより生・サクサティリス(ストライプトバス)と交雑することにより生トバス)並びにモロネ・クリュソプス(ホワイトバス)及びモロネ・サクサティリス(ストライププス(ホワイトバス)及びモロネ・サクサティリス(ストライプ四 ガンブスィア・アフィニス(カダヤシ)、モロネ・クリュソ
- は人工池沼型施設等のいずれかであること。特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設

1

移動用施設、

水槽型施設等又

添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼 境大臣に提出すること。 け出なければ ならない期間、 当該 識別

ホ 分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講けいて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一心敷地内に位置する他の特定飼養等施設への収容のため、一い敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はいこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同特定外来生物の取扱方法。特定飼養等施設の外で飼養等をし じている場合は、この限りでない。

八口

体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ ら三十日以内に環境大臣に届け出ること。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ飼養等の許可の有効期間(三年間)

置の内容及び当該届出の方法 2飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の1の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

> を開始したときから三十日以内に環境大臣に 影した写真を届出書に添付 提出すること。 当該個体の飼養等

特定外来生物の取扱方法

逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定動養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。

(2) り実施すること。特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することによ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号八にデキムグタトゥス(ジュウサンボシゴケグモ)ロデクトゥス・ハセルティイ(セアカゴケグモ)、ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス(ハイイロゴケグモ)、ラトガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、 アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・

かであること。

飼養等の許可の有効期間 三年間

体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の置の内容及び当該届出の方法(個体を収容する特定飼養等施設 識別措置の内容を届け出なければならない期間、 当該識別

ホ

動に用1~で他の特定飼養等施設へり?で他の特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、司づての養等施設の清掃、修繕等のため、司づてので飼養等施設の外で飼養等をしないこと。たり、34物の取扱方法 逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移 修繕等のため、同じ敷地内に位置する

1) 特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することによ ・実施すること。 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、

ィークレイフィッシュ) 及びケラクス属全種・・・・・ アスタクス属全種、オルコネクテス・ルスティクス (ラステ

条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれ掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前特定飼養等施設の基準の細目(移動用施設(前条第三号八に) かであること。

ハロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

体の数量が減少した場合にあっては、 4の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日か3、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個9飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡9らない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ日出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

け出ること。

掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。 に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識 識別措置の内容を届け出なければならない期間、 個体を収容する特定飼養等施 し、当該個体の飼養等 を掲出し、当該標識の 容する特定飼養等施設

となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 じている場合は、この限りでない。 分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし

パキファスタクス・レニウスクルス (ウチダザリガニ) (規

沼型施設等のいずれかであること。 第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は人工池掲げる要件を満たさない施設を含む。)、水槽型施設等(前条イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号八に則第九条の適用を受ける場合を除く。)

飼養等の許可の有効期間 三年間

た日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月のを目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けら三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ

(2) 一年間に飼養等をした個体の似(1) 特定外来生物の種類で付する場合は、この限りでない。る事項を記載した報告書を環境大品 を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件とし

- -間に飼養等をした個体の総数量、 増減した数量及び
- (3) 名又は名称並びに許可番号 数量の増減の事実が生じた日付及びその 手方の
- 掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設・識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措
- 分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一心敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、同ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、又は、特定外来生物の取扱方法(特定飼養等施設の外で飼養等をしたが、別に環境大臣に提出すること。を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

飼養等り午丁)「「」む。)のいずれかであること。む。)のいずれかであること。槽型施設等(前条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含め。)又は水前条第三号八に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水前条第三号八に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水

ハロ らない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ 養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、曽或っに女量をド型の関連を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けを目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けを目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受ける事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(3)名又は名称並びに許可番号 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、 相手方の

じている場合は、この限りでない。 分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十

ルス属 (クモテナガコガネ) 全種、プロポマクルス属 (ヒメテナ トヌス・ヤンバル(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの、エウキ十(ケイロトヌス属(テナガコガネ属)に属する種のうちケイロ リネピテマ・フミレ (アルゼンチンアリ)、ソ

カミアリ) ンヴィクタ (ヒアリ) 及びワスマンニア・アウロプンクタタ (コ レノプスィス・ゲミナタ (アカカミアリ)、ソレノプスィス・イ

条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれ掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号八に かであること。

八口 体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由による出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ ら三十日以内に環境大臣に届け出ること。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ飼養等の許可の有効期間(三年間)

飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体のに飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

朩 特定外来生物の取扱方法

- な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 、の出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部が来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなるいに用いる特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移設、特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移設養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 ただし、
- (2) ノプスィス・ゲミナタ (アカカミアリ) 又はソレノプ

ることにより実施すること。 ス・インヴィクタ (ヒアリ)の飼養等をする場合に 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨 特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出す

)のいずれかであること。施設等(前条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。 第三号八に掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又は水槽型に掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設 (前条 特定飼養等施設の基準の細目 ボンブス・テルレストリス (セイヨウオオマルハナバチ) おり型施設等(前条第一号ホ

飼養等の許可の有効期間 三年間

の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体にのようでは、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、子術研究又体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日からこれの関係をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡れ、品出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ、届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ、 (2) 一年間に飼養等をした個体に係る巣の総に、特定外来生物の種類とを条件として付する場合は、この限りでない 係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出するこ

- | 年間に飼養等をした個体に係る巣の総数| 量 増 減 し た
- (3)名又は名称並びに許可番号 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量 手方 の
- 置の内容及び当該届出の方法 |の内容及び当該届出の方法||個体を収容する特定飼養等施||識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別# 飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、 の設措

(したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。 出書に添付 当該個体の 飼養等

- 朩
- 、 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納し場合であって、十分な強度を有する袋に入れること等の適場合であって、十分な強度を有する袋に入れること等の適外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定働養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。
- (2) 処分すること。 ている巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺
- オビ)及びプラテュデムス・マノクワリ (ニューギニアヤリガタカワホトトギスガイ) 、エウグランディナ・ロセア (ヤマヒタチブゲンスィス (クワッガガイ) 、ドレイセナ・ポリュモルファ (十二 リムノペルナ属 (カワヒバリガイ属) 全種、ドレイセナ・ リクウズムシ)
- 条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれ掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号八に かであること。
- 体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日かし、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡ならない期間(輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ(飼養等の許可の有効期間)三年間 ら三十日以内に環境大臣に届け出ること。
- 識別措置の内容を届け出なければならない期間、 当該識別

始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。 養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識 、当該個体の飼養等)掲出し、当該標識の

第四号口、八及び二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)第四号口、八及び二に掲げる要件を満たさない施設を含む。)、水槽型施設等(前条イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号八にフュルルム・アクアティクム(オオフサモ)・ラヌンクロイデス(ブラジルチドメグサ)、ピスティア・ストイトウ)、ルドウィギア・グランディフロラ、ヒュドロコティレニ十三 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス(ナガエツルノゲ となる場合であって、十分な強度を有する袋に入れること等の時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですること他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又はないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同 適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし

飼養等の許可の有効期間 三年間っては、移動用施設又は水槽型施設等に限る。に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合にあい施設を含む。)のいずれかであること。ただし、指定の際現又は人工池沼型施設等(前条第五号二に掲げる要件を満たさな又は人工池沼型施設等(前条第五号二に掲げる要件を満たさな

渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引ならない期間、輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ 当該事由が発生した日から三十

け出ること。

掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の置の内容及び当該届出の方法(個体を収容する特定飼養等施設 を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。 別措置の内容を届け出なければならない期間、 当該識別

ホ 特定外来生物の取扱方法

動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する こと等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等場合であって、その間、十分な強度を有する水槽に入れる 外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 ただし、

その器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の個体又は施設に収容する場合は、この限りでない。 行うこと。

ドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ) 、 セネキオ・マダガ十四 コレオプスィス・ランケオラタ (オオキンケイギク) 、 ル (3)した個体若しくはその器官については、焼却処分すること 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないことと

掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又は屋内栽培施設のいイ(特定飼養等施設の基準の細目(移動用施設(前条第三号八にヴェロニカ・アナガルリス(アクアティカ(オオカワヂシャ)スカリエンスィス(ナルトサワギク)、スパルティナ属全種及び

飼養等の許可の有効期間 三年間

ハロ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ 譲受け、 引受け若しくは採取により飼養

> 日以内に環境大臣に届け出ること。 |が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十 により飼養等をする特定外来生物の個体の数生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引

を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別:

特定外来生物の取扱方法

止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、場合であって、その間、袋に入れること等の適切な逸出防外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる 動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移 飼養等施設の清掃、 この限りでない。 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 修繕等のため、同じ敷地内に位置する

(2)スィキュオス・アングラトゥス (アレチウリ) した個体若しくはその器官については、焼却処分すること。 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないことと

場型施設のいずれかであること。 掲げる要件を満たさない施設を含む。)、 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設 (前条第三号八に 屋内栽培施設又は圃

飼養等の許可の有効期間(三年間)

渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引ならない期間(輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養(届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ |が減少した場合にあっては、 当該事由が発生した日から三十

け出ること。

- 注閉台)にですゝ。三十十人):『でする。当該個体の飼養等掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設 を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
- 朩 特定外来生物の取扱方法
- 止措置を講じ、場合であって、 この限りでない。 他飼 、来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 養等施設の清掃、 に用いる特定飼養等施設への収容のため、 の特定飼養等施設への移動のため、 速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、その間、袋に入れること等の適切な逸出防 修繕等のため、 同じ敷地内に位置する)ため、一時的に特定又は他の場所への移 ただし、
- (2) した個体若しくはその器官については、焼却処分すること。 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないことと
- (3)ての個体を採取し、焼却処分すること。 ほ場型施設で飼養等をする場合にあっては、 結実期前にす

平成二 |十六年八月一日環境省告示第八十八号]

改正後の第二条第五号の規定の適用については、同号イ中「又は移動月一日)から起算して五年を経過する日までの間は、この告示による 用施設」とあるのは「、 る政令 (平成二十六年政令第二百一号) の施行の日 (平成二十六年八 養等をする場合を除く。 による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正す 「この限りでない」とあるのは「この限りでない いる者が、 の 告示の適用の際現に展示を目的としたカナダガンの飼養等を 次に掲げる取扱いをする場合については、 擁壁式施設等又は移動用施設」と、 ことする。 |施設」と、同号八中||同号イ中「又は移動 (擁壁式施設等で 特定外来生物

- 翼による逸出防止措置を講じていることを証する獣医師が発行し 出ること。 た証明書を添付し、 飼養等を開始する際には、 識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届 飛行を確実に不能にする骨からの断 け
- 等の監視体制を整備し、当該特定外来生物が産卵している場合に あっては、 許可に係る特定外来生物の繁殖等の状況を確認するため、 卵を排除する等の繁殖防止措置をとること。

	五 プランタ・カナデンスィス (カナダガン)
それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、	生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、
該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来	該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来
「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当	「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当
号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下	号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置 (以下
の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二	の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二
づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更	づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更
則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基	則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基
第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規	第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規
(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)	(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)
現	改正案
(傍線部は改正部分)	
I等を定める件 (平成十七年五月環境省告示第四十二号) (抄)	環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成十七年五月環境省告示第四十二号)
)細目等を定める件の一部を改正する件新旧対照条文	環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件新旧対照条文

시 미

飼養等の許可の有効期間

五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

ずれかであること。

(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) のい

特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等又は移動用施設

合は、この限りでない。 等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場 する特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、 は譲渡し、 由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、 ならない期間 せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養 該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併 引渡し、 輸入、譲受け、 死亡、 殺処分その他の事由により飼養等を 引受け、 繁殖、 捕獲その他の事 当 又

- の戻りがあったときはこれと閲覧させること。 した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載

)

- 置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措」飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している)
- 渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号(個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲

容の対照関係について明らかであること。)

をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可

| 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び| 特定外来生物の種類| | 特定外来生物の種類| 臣に提出すること。

までに掲げる事項 といっての条件である()から といった。 数量の増減に係る個体についての条件である()から といった。

現存量

当する場合にあっては、(3)の幼齢な期間内に限る。)。

「世界の内容及び当該届出の方法」の体の類の付け根又は左胸筋内にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込がある場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が、場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が、場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が、場合にあっては、(3)の幼齢な期間では、(3)に該当する場合にあっては、(3)の幼齢な期間内に限る。)。

に提出する場合 に提出する場合 に提出する場合 に提出する場合 に提出する場所である に しょう は に 準じる 脚環を装着し、 当該 脚環の 識別番号を 別定する 規格に 準じる 脚環を装着し、 当該 脚環の 識別番号を 別定する 規格に 準じる 脚環を装着し、 当該 脚環の 識別番号を 別定する 規格に 準じる 脚環を装着し、 当該 脚環の 識別番号を 記する 関係の 脚部に、 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する 法律

(1)

(2)

飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体につい

(3) る場合 さず、 証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、 特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲 ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けた の(2)及び(4)において同じ。) が埋め込まれている場合であっ の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出す 疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有 出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、 込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等であって、 七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。 孵化後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋 当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政 既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格)) 脚環の装着が困難な個体であって、当該個体を収容する かつ、脚環の装着が困難な個体にあっては当該事実を 当該個体 以下こ

(4)

輸入、

書を届出書に添付し、

三十日以内に環境大臣に提出する場合

ップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明

当該個体の飼養等を開始したときから

ロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチ

しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイク

飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若

逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
 地内に位置する他の特定飼養等施設への収容のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設への収容のため、一となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外となる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外となる場合であって、その間、複数の取扱者の必ずすること等の適切ない。

五一二十四 (略)

六~二十五

(略)

- 5 -